

令和2年9月3日

県政記者クラブ加盟社各位

農林水産部水田畑作課

「令和2年産米の早期出荷米（早場米）の緊急時環境放射線モニタリングの結果について」の訂正について

令和2年8月31日及び令和2年9月1日付けで資料提供しました標題について、資料の記載に誤りがありましたのでお詫びし、下記及び別添のとおり訂正いたします。

記

- 1 令和2年8月31日付け資料
（正）郡山市（旧喜久田村）
（誤）郡山市（旧喜久田町）

- 2 令和2年9月1日付け資料
（正）西会津町（旧野沢町）
（誤）西会津町（旧野沢村）

訂正後の資料は別添のとおりです。

農林水産部水田畑作課

主幹兼副課長 渡邊 敏弘

電話 024-521-7359（直通）（内線 3201）

【訂正後】

プレスリリース

令和2年8月31日
福島県農林水産部
(水田畑作課)

令和2年産米の早期出荷米（早場米）の緊急時環境放射線 モニタリングの結果について

令和2年産米の緊急時環境放射線モニタリングの結果、下記の早期出荷米（早場米）の出荷・販売が可能となりましたのでお知らせします。

記

1 検査対象及び点数

郡山市（旧喜久田村）（生産者1名）
三春町（旧沢石村）（生産者1名）
金山町（旧本名村）（生産者1名）
合計3点（生産者3名）

2 検査結果

- (1) 当該検体から、基準値を超える放射性セシウムは検出されませんでした。
- (2) 当該生産者が当該旧市町村で生産した早期出荷米（早場米）は出荷・販売が可能となりました。

3 令和2年産米の緊急時環境放射線モニタリングについて

- (1) 令和2年産米は、避難指示等があった12市町村を除き、緊急時環境放射線モニタリングの結果に基づき、旧市町村毎に出荷・販売の可否を判断します。
- (2) ただし、早期出荷米（早場米）は、あらかじめ検査計画に位置付けた上で、旧市町村毎・生産者毎に出荷・販売の可否を判断します。

<問い合わせ先>

福島県農林水産部水田畑作課
主幹兼副課長 渡邊 敏弘

電話：024-521-7359 内線：3201

緊急時モニタリング検査結果について(福島県・玄米)

放射性セシウム
3品中
100Bq/kgを超えるもの0品

No	場所	採取日時	試料の種類	検査結果		合算値 Bq/kg
				セシウム-134 Bq/kg	セシウム-137 Bq/kg	
1	郡山市(旧喜久田村)	R2.8.27	玄米	検出せず(<4.6)	検出せず(<3.8)	検出せず
2	三春町(旧沢石村)	R2.8.27	玄米	検出せず(<3.9)	検出せず(<2.6)	検出せず
3	金山町(旧本名村)	R2.8.27	玄米	検出せず(<2.7)	検出せず(<2.9)	検出せず

※合算値:セシウム-134とセシウム-137の合算値については、有効数字2桁(上位から3桁目を四捨五入したもので記載しています)。

【訂正後】

プレスリリース

令和2年9月1日
福島県農林水産部
(水田畑作課)

令和2年産米の早期出荷米（早場米）の緊急時環境放射線 モニタリングの結果について

令和2年産米の緊急時環境放射線モニタリングの結果、下記の早期出荷米（早場米）の出荷・販売が可能となりましたのでお知らせします。

記

1 検査対象及び点数

喜多方市（旧千咲村（山都町））（生産者1名）

西会津町（旧野沢町）（生産者1名）

合計2点（生産者2名）

2 検査結果

- (1) 当該検体から、基準値を超える放射性セシウムは検出されませんでした。
- (2) 当該生産者が当該旧市町村で生産した早期出荷米（早場米）は出荷・販売が可能となりました。

3 令和2年産米の緊急時環境放射線モニタリングについて

- (1) 令和2年産米は、避難指示等があった12市町村を除き、緊急時環境放射線モニタリングの結果に基づき、旧市町村毎に出荷・販売の可否を判断します。
- (2) ただし、早期出荷米（早場米）は、あらかじめ検査計画に位置付けた上で、旧市町村毎・生産者毎に出荷・販売の可否を判断します。

<問い合わせ先>

福島県農林水産部水田畑作課

主幹兼副課長 渡邊 敏弘

電話：024-521-7359 内線：3201

緊急時モニタリング検査結果について(福島県・玄米)

放射性セシウム
2品中
100Bq/kgを超えるもの0品

No	場所	採取日時	試料の種類	検査結果	
				セシウム-134 Bq/kg	セシウム-137 Bq/kg
1	喜多方市(旧千咲村 (山都町))	R2.8.28	玄米	検出せず(<3.5)	検出せず(<2.8)
2	西会津町(旧野沢町)	R2.8.30	玄米	検出せず(<3.8)	検出せず(<3.1)
				合算値 Bq/kg	検出せず
					検出せず

食品衛生法における一般食品の基準値 セシウム:100Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)